

登録規程細則

■ 登録方法

これまで、紙ベースで受付けていた登録申請書を、施行後は全て電子メールによって行う。その登録申請書は当面の間エクセルデータに入力した書式で申請することとし、連盟、都道府県協会、学生連盟、審判員会、専門委員会が取りまとめ、日本協会事務局へ送信する。

また、登録費は、メール申請後、登録期間内に、日本協会の指定口座に振り込み込むものとする。

■ 登録窓口及び登録費

役員登録費

(単位:円)

対象	日本協会			傘下団体		都道府県協会	
	常務理事以上	理事	評議員	会長	理事長	会長	理事長
登録費	30,000	25,000	15,000	3,000	3,000	3,000	3,000
登録窓口	日本協会						

※日本協会の役員については、理事費の中に登録費が含まれる。日本協会事務局から請求する。

※傘下団体、都道府県協会は、それぞれで取りまとめ、日本協会へ納入する。

※傘下団体及び都道府県の役員で、日本協会に役員登録している者は、その登録費を充当できる。

※役員登録者で大会に出場する場合は、その登録費を、選手登録費として充当できる。

役員登録費

(単位:円)

対象	審判員	専門委員
登録費	3,000	3,000
登録窓口	日本協会	

※審判員、専門委員は、それぞれで取りまとめ、日本協会へ納入する。

選手登録費

(単位:円)

対象	小学生	中学生		高校生	大学生	社会人		マスターズ	
登録費	500	500		1,000	2,000	3,000		3,000	
登録窓口	連盟	大会申込事務局	都道府県協会	都道府県協会	学生連盟	大会申込事務局	都道府県協会	大会申込事務局	都道府県協会

※連盟、都道府県協会、学生連盟は、それぞれで取りまとめ、日本協会へ納入する。

■ 登録期間について

毎年度4月1日～6月30日までとする。

■ 中学生、高校生、大学生の追加登録期間について

毎年度8月1日～8月31日

この規程は、平成30年4月1日より施行する。